

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の納税の猶予制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

＊「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税の猶予が受けられます

①徴収の猶予制度

■**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人
▶感染者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合▶本人または家族が病気になった場合▶事業を廃止または休止した場合▶事業に著しい損失を受けた場合

②申請による換価の猶予制度

■**対象** 市税を一時に納付または納入することが困難な人

①②共通

■**対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税

■**納税の猶予期間** 1年間

※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間

■**申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限

■**延滞金** 2分の1または全額を免除

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

＊e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています



市ホームページ

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

最大で
150万円支給

失業者を雇用した事業主が対象 花巻市離職者等正規雇用促進奨励金



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により就労の場を失った人の再就職を支援するため、期間を定めない正規雇用労働者として雇い入れた事業主を対象に奨励金を支給します。

■**対象** ▶市内に居住し市内で事業を営む個人事業主▶市内に事業所を有し市内で事業を営む法人一のいずれかに該当し、次の要件を全て満たす事業主

▶期間の定めがない正規雇用労働者として令和2年12月8日以降に離職者を雇い入れた事業主▶解雇または雇い止めをしていない事業主▶令和2年6月1日以降、内定取り消しをしていない事業主▶市税の滞納など、市に対する債務不履行がない事業主

■**雇用する労働者の要件** 次のいずれかに該当する市民

▶**離職者**…令和2年4月1日以降に事業主都合により解雇または雇い止めを受けた人
▶**廃業者**…令和2年4月1日以降に廃業した個人事業主▶**内定取り消し者**…令和元年

6月1日以降に内定を取り消された人

■**支給額** 雇用契約などで定める基礎賃金2カ月分相当額(1人上限50万円、1事業者3人まで対象・最大150万円)

■**申請期限** 雇用契約等締結日から起算して30日を経過した日または令和4年3月31日のいずれか早い日

■**申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、奨励金支給対象の労働者に係る▶雇用契約書など▶雇用保険被保険者資格取得確認通知書▶離職・倒産・内定取り消しをしたことが確認できる書類(雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、廃業届、内定取消通知書など)一の写しを添えて、下記へ提出

＊申請様式などは、市ホームページに掲載しています



市ホームページ

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)

利用期限は
5月31日

温泉宿泊施設等利用促進事業 日帰り入浴…1,000円、宿泊…2,000円を助成



市では「温泉宿泊施設等利用促進事業」を実施。5月10日から宿泊支援の助成額を2,000円に変更し、市内温泉宿泊施設などを利用した場合の費用を助成します。

■**対象** 県民または県内事業所に勤務する人
※団体利用の目安は8人程度

■助成額

◦**日帰り入浴支援(1食付き)**…利用者1人当たり1,000円

※2,000円(消費税込み、入湯税別)未満のプランは対象外

◦**宿泊支援(素泊まり含む)**

助成期間	助成額(1人当たり)
5月9日まで	最大4,000円
5月10日～31日	2,000円

※4,000円未満(消費税込み、入湯税別)のプランは対象外

■**助成期間** 5月31日(月)まで

■利用方法

①利用を希望する施設に電話などで本事業を利用することを伝え予約

②利用日当日、予約した施設の受付で利用申込書に必要事項を記入の上、提出

※居住地や勤務地を確認(団体の場合は代表者1人)できる書類を提示してください

③助成額を差し引いた利用料を支払う

＊利用申込書は、市ホームページに掲載しています



市ホームページ

県内の感染拡大状況により、本事業を中止・停止することがあります。この場合、本事業の利用者が予約をキャンセルしてもキャンセル料は徴収されません

【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

県の「いわて旅応援プロジェクト」のお知らせ

市が実施する「温泉宿泊施設等利用促進事業」は、県の「いわて旅応援プロジェクト」と併用できる場合があります。

併用の可否や支払い方法は、利用する施設によって異なりますので、宿泊予約をする施設に確認をお願いします。

■**対象** 県内居住者

■助成額

利用する施設の宿泊・利用代金から市が実施している温泉宿泊施設等利用促進事業を始めとした他の宿泊助成の額を差し引いた額を対象に、最大で5,000円を助成

※他の助成制度と併用した場合、他の制度の助成額を差し引いた額を対象額としているため、本事業のみの助成を受ける場合より少ない額になることがあります

■**助成期間** 5月31日(月)まで

■利用方法

◦**宿泊の場合**…本事業へ参加登録している県内の▶宿泊施設▶宿泊予約サイト▶旅行会社一のいずれかに予約

◦**日帰りの場合**…本事業へ参加登録している県内の旅行会社に予約

本事業を利用した場合は、県内で利用できる2,000円分クーポン券(1,000円×2枚)が配布されます。使用期限は6月1日(火)です

＊参加登録している宿泊施設などは、同プロジェクトホームページで紹介しています



同プロジェクトホームページ

【問い合わせ】いわて旅応援プロジェクト事務局(☎019-623-1145)